

◆国民健康保険税◆

法改正により市の税制度が変更になります

●問合せ
税務課 市民税 2 係
(市役所 2 階 7 番窓口)
☎ 0256・77・8144

- 前年の世帯の所得の合計額が一定基準以下の場合は、国民健康保険税が軽減されます。
令和 6 年度にその軽減判定の基準の一部が見直されました。

前年度		今年度	
軽減割合	世帯の所得の合計額	軽減割合	世帯の所得の合計額
7 割	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7 割	変更なし
5 割	43 万円 + (29 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5 割	43 万円 + (29.5 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割	43 万円 + (53.5 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2 割	43 万円 + (54.5 万円 × 被保険者数) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※確定申告が未申告の人は軽減されませんので、所得のない場合でも申告が必要です。

- 後期高齢者支援金分の課税限度額が 22 万円から 24 万円になります。

	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
課税限度額	65 万円	24 万円	17 万円

◀ 令和 6 年度
国民健康保険税課税限度額表

◆「国民健康保険税納税通知書」を 7 月 12 日(金)に発送します

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・均等割・平等割の合計額が 1 年間の保険税となります。

- 普通徴収（納付書払い・口座振替）の世帯
1 年間の保険税額から、4 月～6 月に支払った額を差し引いた残りの額が、7 月からの納付となります。
- 特別徴収（年金天引き）の世帯
1 年間の保険税額から、4 月・6 月・8 月の徴収額を差し引いた残りの額が、10 月・12 月・翌年 2 月支給の年金から徴収されます。特別徴収で未納の無い世帯は、申し出により口座振替に変更できます。

◆国民健康保険◆

8 月からの限度額適用認定証の
事前申請を受け付けます

●申請場所・問合せ
保険年金課 国保係
(市役所 1 階 9～11 番窓口)
☎ 0256・77・8132

現在、75 歳未満の国民健康保険の限度額適用認定証をお持ちの人は、有効期限が 7 月 31 日(木)までとなっています。8 月 1 日(木)以降も引き続き必要な人は、更新手続きが必要です。忘れずに申請をお願いします。

この認定証は、高額な外来診療や入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなるものです。なお、自己負担限度額の区分は、令和 5 年中の世帯の所得などにより改めて判定しますので、これまでの区分から変更になる場合があります。

●更新後の適用日および交付方法

申請日	適用日	認定証の交付方法
7 月 1 日(月)～ 31 日(木)まで	8 月 1 日(木)	8 月 1 日(木) 以降に発送
8 月 1 日(木)以降	申請月の初日	窓口にて 即日交付

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状
- ・来庁する人の本人確認できるもの（運転免許証など）

※ 8 月 1 日(木)は窓口の混雑が予想されますので、事前の申請をお勧めします。

※認定証は申請月の初日から有効となります。なお、申請月より前に遡って発行することはできません。

※住民税非課税世帯で過去 1 年間の入院日数が 90 日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書または証明書が必要です。

※今年 1 月 2 日以降に転入した人は、前住所地の課税所得証明書が必要な場合があります。

※国民健康保険税の未納があると、交付できない場合があります。なお、マイナ保険証を利用すると事前の手続きなく、医療機関での窓口支払いが自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

副市長が交代しました

なんばみずお
南波瑞夫副市長の 6 月 30 日付任期満了に伴う退任を受け、燕市議会の同意を経て、
えんどうかずま
遠藤一真副市長が 7 月 1 日付で就任しました。
任期は令和 10 年 6 月 30 日までの 4 年間です。



南波 瑞夫 前副市長

平成 24 年 7 月 1 日に燕市副市長に就任し、令和 6 年までの 12 年間にわたり産業の振興をはじめ、行財政の健全な運営や、地域医療体制の基盤構築など、幅広く市政運営に尽力されました。



遠藤 一真 副市長

昭和 59 年に吉田町に採用され、吉田町および燕市の議会事務局議事調査係長、燕市総務課副参事(秘書係長事務取扱)、商工振興課長、産業振興部長、総務部長などを歴任。

ウエルシア薬局(株)は、地域共生社会の実現に向け、地域協働事業を推進しています。市との連携事業開始に伴い、今後はウエルシア健康・生活情報講座と「ウエルカフェ®」の利活用とともに、市の介護予防事業や認知症施策などと連携し、実施していく予定です。

今回、連携事業の第一弾として、7 月に開催するオレングリンダカフェにて、「オラルフレイル講座」を実施します。この講座では、オラルフレイルと認知症との関連性について学ぶことができます。このほかにも、「レインボー健康体操」や「アロマワークシヨップ」も計画しています。

ウエルシア薬局との
連携事業がスタート
第一弾は、オレングリンダ
カフェで実施します

時 7 月 18 日(木) 午後 1 時 30 分～3 時
所 市役所 1 階 つばめホール
対 認知症の人、認知症の人を介護している人、
認知症に関心のある人など、どなたでも
定 25 人（先着順）
¥ 無料
他 講師：高野寿代さん（管理薬剤師）
申 7 月 17 日(水)までに電話にて



※オーラルフレイル…歯や口の機能が衰えた状態のこと。舌を含めた口の周囲の筋肉の衰えでおこります。

●申込・問合せ 長寿福祉課 地域支援相談チーム ☎ 0256・77・8157